

地域密着！会員の皆様のために、
商工会は行きます！聞きます！提案します！

～第55号～
(発行:令和4年1月)

◆編集・発行◆◆◆◆◆

山梨市商工会

会長 米倉 仁

会員数 858名 (R4.1.1)

山梨市上神内川 1348 番地
電話 0553 (22) 0806
Fax 0553 (23) 1529



山梨市商工会だより



山梨市商工会会長
米倉 仁

新年の会長
あいさつ



新年明けましておめでとうございます。
会員の皆様には、日頃より山梨市商工会に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症により世界全体が大きな影響を被ってからほぼ二年が経過しました。
この間に感染の拡大と収束が繰り返され、観光・飲食業を中心に県内経済は厳しい状況を強いられました。更に、半導体不足、原油高、各種原材料高、円安等の影響が加わり、中小企業の事業環境はかつてない厳しさが続いています。
このような大きな経営環境の変化を乗り越えるために、商工会は本年も引き続き会員の事業の持続的発展のため、伴走支援に努めてまいります。
昨年より実施している専門家による経営相談や補助金・助成金の活用、また資金繰りや販路開拓、給付金の申請など国・県・市の新型コロナ対応支援策を最大限に活用する相談指導を、継続してまいります。
今後、時代の変革に対応した商工業の皆さまに役立つ情報を日々取り入れながら、会員の皆さまとの連携を一層強化し対応してまいりますので、お気軽に相談し、商工会を活用して頂ければ幸いです。
本年が新型コロナの早期終息と、皆様にとって成長発展の一年となりますようお祈り申し上げます。

告知！

〈令和3年度補正予算〉 国の事業復活支援金



- *2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として5カ月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。
- *対象者：新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）
- *給付額上限額：事業規模・売上減少率に応じて以下のとおり。

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円以下	年間売上高5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

*開始時期：所要の準備を経て申請受付開始予定ですので、詳細が分かり次第ご通知いたします。

【令和3年分 所得税・消費税決算個別相談会について】

まもなく、令和3年分の所得税・消費税の決算時期（R4年2月15日～3月15日）となります。今年度につきましても、商工会にて個別相談会を実施させていただきますが、コロナウイルス感染症対策のため、**完全予約制**にて開催させていただきます。

昨年度、商工会で申告されている方は後日、必要書類をお送りさせていただきます。

新たに決算相談をご希望の方はお電話（0553-22-0806）にてお問合せ・ご予約をお願いいたします。

※申告期限が近くなりますと、大変混雑します。お早めにお問合せください。

また、以下の感染予防対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

- ①入場時の検温（37.5度以上の発熱、体調のすぐれない場合はご利用いただけません）
- ②マスク着用、入口等での手指消毒
- ③必要最小限の人数での来場 ※換気や会場の消毒等でお待ちいただく場合がございます。

◆期 間： <山梨市商工会本所>

令和4年2月7日（月）から3月10日（木）（土・日・祝日は除く）

時間 9:00～16:00（各事業所 約90分）※12:00-13:00は除く

◆会 場：夢わーく山梨（山梨市商工会本所）「2階・相談室」

◆対 応 者：商工会職員・派遣税理士（4日間）

◆手 数 料：商工会手数料徴収規程により

◆予約受付：**新規予約・予約変更**はお電話でお問合せください。（TEL0553-22-0806）

※予約状況によりご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。



【注意】◆確定申告用紙は届きません！◆

※税務署より確定申告の「お知らせハガキ」又は「お知らせ通知」が送付されます。申告に必要な書類となりますので大切に保管し、申告手続きの時に必ず持参してください。

※申告手続きには、毎回「マイナンバーの記載」と本人確認の書類の掲示又は写しの添付が必要です。



【所得税および復興特別所得税・贈与税】

3月15日（火）までに申告・納税

【個人事業者の消費税及び地方消費税】

3月31日（木）までに申告・納税

小規模企業の
会社役員の方
みなさまへ

Be a Great Small.
中小機構

小規模企業共済

会社の役員なら /

小規模企業の会社等役員の方が廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット

掛金は全額所得控除 受取時も税制メリット

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00～17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

ご相談・お問合せ・お申込は 山梨市商工会へ TEL 0553-22-0806 FAX 0553-23-1529